

第 3 2 5 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録

令和 3 年 5 月 12 日

- 花井課長 皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第325回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。本日司会を務めます、花井と申します。よろしく願いいたします。
- 事前に平野会長から御通知いただきましたが、本日の委員会につきまして、平野会長よりお願いいたします。
- 平野会長 本日の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、感染防止に向けた対応として、会長である私も含め、森田委員、和泉委員、服部委員、古畑委員、関委員がインターネットを介したWEB会議形式による出席予定となっているところです。
- このため、本来であれば、私が議長を務めるべきところではありますが、通信事情等による不測の事態を避けるため、静岡県内水面漁場管理委員会規程（以下、規程）第1条にかかわらず、規程第7条に基づき、今回の議長につきましては、後藤充宏委員を指名させていただきます。
- また同様に、私のほかの議事録署名人につきましても、規程第5条にかかわらず、規程第7条に基づき、秋山委員と牧野委員を指名させていただきます。
- 以上、御協力をよろしくお願い申し上げます。
- 花井課長 平野会長ありがとうございました。続きまして、事務局よりWEB会議開催に当たっての注意点を御説明いたします。
- 奥野主事 本日は、WEBによる参加を交えた会議となっております。発言をする際は、名前を名乗った上で、大きな声で発言してください。事務局からの注意事項は以上です。
- 花井課長 本日は感染拡大予防の観点から、換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。マスクをお持ちの方は、着用してください。それでは、以後の議事進行につきましては、議長に指名されました後藤副会長に引き継ぎます。よろしく願いいたします。
- 後藤副会長 平野会長からの御指名により本日議長を務めさせていただく後藤です。よろしくお願い申し上げます。本日はWEBによる出席を含め、全委員の皆様にご出席いただきました。過半数以上となりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。議事録署名人につきましては、先ほど御紹介がありましたとおり、秋山委員と牧野委員をお願いいたします。
- 後藤副会長 それでは議事に入ります。議事の（1）は「諮問答申事項」でございます。まずは、ア「伊東市松川漁業協同組合(内共第1号)遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 それでは、議事1について説明させていただきます。資料1を御覧ください。今回の遊漁規則変更の内容とその経緯について説明させていただきます。

1つ目は、伊東大川河口部の禁漁区域及びアユの全長制限の撤廃です。経緯を説明します。本漁協では、伊東大川の河口部にアユ稚魚が多く遡上することから、これを保護する目的で、伊東大川河口部（大川橋上流端から渚橋上流端までの区域）を禁漁とするほか、漁業権漁場全域において、7 cm以下のアユの採捕を禁漁としてきました。しかし、近年では、県内の内水面遊漁者が減少している中、本漁協においても、アユの遊漁者、特に小型のアユを狙った遊漁者がほとんどいない状況となっております。アユ稚魚の保護につきましては、漁協の遊漁規則において、10月11日から翌年5月31日までを禁漁期間としており、遡上時期のアユ稚魚を採捕することのないよう、配慮されております。また、静岡県漁業調整規則では、10月11日から11月15日までの期間、通学橋上流端から河口までの区域が禁漁となっており、産卵時期のアユを保護しております。このようなことから、伊東大川河口部の禁漁区域及びアユの全長制限を撤廃した場合であっても、伊東大川のアユ資源については担保されます。

2つ目は、伊東大川河口部の漁場拡大です。先ほど御説明したとおり、従来、伊東大川河口部（大川橋上流端から渚橋上流端までの区域）は、禁漁区域となっております。一方、当該区域は、漁場として利用価値のある区域となっております。このため、当該区域を有効利用するために、現行の遊漁規則の下で、現状のアユ漁業（餌釣り及び友釣り区域）及びアマゴ漁業（サツキマス特定区）の区域を従来の禁漁区域まで拡大し、遊漁者の増加を図りたいとしております。

3つ目は、誤植に対する是正です。現行の遊漁規則の記載に誤植があったため、これを是正します。

続きまして概要として、変更する事項になります。

1つ目は、伊東大川河口部の禁漁区域及びアユの全長制限の撤廃です。大川橋上流端から渚（なぎさ）橋上流端までの禁漁区域及び7 cm以下のアユ稚魚の禁漁を撤廃します。

2つ目は、伊東大川河口部の漁場拡大です。アユ漁業の内、友釣り及び餌釣り並びにアマゴ漁業のサツキマス特定区について、現状、大川橋までとなっている区域を渚橋まで延長いたします。

3つ目は、誤植に対する是正です。「八（や）田（た）橋」を「谷（や）田（た）橋」に訂正。「泉（いずみ）橋」を「泉（いずみ）川」に訂正、そして、句読点を訂正いたします。詳しい変更の内容につきましては、2ページ以降に新旧対照表を載せておりますので、そちらを御覧ください。

最後に諮問の内容です。今回の諮問内容は、伊東市松川漁業協同組合（内共第1号）遊漁規則の変更について、上記のとおり変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○後藤副会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○服部委員

今回の禁漁区域の撤廃は、漁協からの要望ということですが、遊漁者の方からは、何か意見は挙げられているのでしょうか。

- 奥野主事 本区域は、漁場としての価値が高いために、遊漁者からも禁漁区域撤廃の要望が挙げられているところであります。
- 服部委員 分かりました。
- 関委員 遊漁者が減っているという説明がありましたが、実態としてどの程度減っているのでしょうか。また、遊漁者増の取組としては、具体的にどのようなことを行っているのか御教授願います。
- 奥野主事 本漁協の遊漁者数については、平成21年度と比較した場合、3分の2程度に減っております。さらに、アユ採捕者と絡めて申しますと、ほとんど河川では見かけない程に減っており、稚魚の採捕者に至っては、ほとんどいない状況になっております。
- また、遊漁者増の取組として、本漁協では、県内初となるサツキマスの放流を行っております。これは、昨年9月の委員会で認可したのものになるのですが、新聞にも大きく取り上げられる等、大変賑わっているところです。本漁協では、このように試行錯誤をする中で、新しい試みに挑戦する等、奮闘しているところです。
- 花井課長 一点、補足いたします。伊東大川の上流には奥野ダムというダムがあり、その上流にダム湖があります。ここはルアー、フライに限定したニジマスの大変有名な釣り場となっておりますが、ダム湖内にドナルドソンニジマスを放流したところ、大変多くの遊漁者が訪れるようになったとのこと。因みにこのドナルドソンニジマスを放流しているのは本漁協が県内初となります。このように、本漁協は、遊漁者のニーズを捉えた様々な取組を行っている漁協であります。
- 関委員 分かりました。ありがとうございます。
- 和泉委員 7 cm以下のアユの採捕制限及び本区域の禁漁を撤廃し、サツキマスの漁場を拡大するとのことですが、サツキマスの期間が3月1日から5月31日までであり、アユの遡上期と重なります。これにより、遡上した稚アユが捕食されるようなことは無いのでしょうか。
- 奥野主事 サツキマスの特定区については、昨年度9月の委員会で認可しましたが、その際にもサツキマスがアユを捕食するのではという意見が出されました。これについては、今後、漁協が状況を注視していくということで認可したものになります。現状、アユを捕食するようなことはないとの報告を受けています。
- 和泉委員 分かりました。
- 後藤副会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(1)のアでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

- 委員一同 異議なし
- 後藤副会長 ありがとうございます。それでは、議事の（１）のアについては、決定ということで終了いたします。
- 後藤副会長 続きまして、イ「安倍藁科川漁業協同組合(内共第14号)遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 それでは、議事2について説明させていただきます。資料2を御覧ください。今回の遊漁規則変更は遊漁料減免対象者の変更についてです。経緯を説明いたします。従来より漁協では、女性、身体障がい者に対して遊漁料の減免を定めておりました。しかし、障がい者については、身体障がい者以外の知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者に対しても、減免措置を適用すべきとの要望が組合内部で挙げられているところです。このようなことから、障がい者については、身体障がい者のみならず、障害者手帳を保持している障がい者全般に対し、減免措置を適用することとしたいとしております。
- 続きまして2の概要として、変更する事項になります。遊漁料減免対象者の変更について身体障がい者に対する減免措置を障害者手帳保持者に対する減免措置とします。詳しい変更の内容につきましては、2ページ以降に新旧対照表を載せておりますので、そちらを御覧ください。
- 最後に3の諮問の内容です。諮問内容は、安倍藁科川漁業協同組合(内共第14号)の遊漁規則について、上記のとおり変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。御審議よろしくをお願いいたします。
- 後藤副会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 古畑委員 今お聞きした経緯からすると、減免範囲の対象範囲を広げたいという趣旨だと思うのですが、従前は身体障がい者の方が、何か障がいがあることを示せば減免の適用がなされたことになれば、今回の規則変更によって、障害者手帳保持を条件に含むことは、必ずしも適用範囲が広がるものではないと思います。それでもなお、漁協としては、手帳を保持していることを担保したいという趣旨でよろしいのでしょうか。
- 奥野主事 そうですね。必ずしも適用範囲が広がるとは限りませんが、手帳の保持を確認することによって障がい者か否かの判別を行いたいとのことでした。
- 古畑委員 漁協の趣旨は分かりました。そうなる経緯のところの下から2行目「身体障がい者のみならず、障がい者手帳を保持している障がい者全般に対して」という表現は正しいのでしょうか。この表現ですと、従前は目視で身体障がい者を判別していたけれども、これに加えて、障害者手帳を保持するという要件が付け加わることによって、減免措置の範囲が狭まるように読めるのですが、この表現はこ

れで良いのでしょうか。もし、何かあった際には、経緯をここまでさかのぼるか
と思いますので、明らかにしておきたく、確認させてもらっています。

○平野会長 この部分については、「身体障がい者のみならず、障がい者手帳を保持してい
る障がい者全般に対して」という記載を「障がい者手帳を保持している障がい者
全般に対して」という記載に変更すれば良いのではないのでしょうか。

○古畑委員 それであれば問題ありません。

○花井課長 ありがとうございます。それでは、ただいま会長から御指摘いただいたとおり
修正させていただきますので、よろしく願いいたします。

○服部委員 障害者手帳には級があるかと思うのですが、これによって遊漁料に何か差があ
るのでしょうか。また、障がいのある方が遊漁をする際には、付き添いの方もい
らっしゃる場合があるかと思うのですが、この場合の配慮はあるのでしょうか。

○奥野主事 遊漁規則には「障害者手帳保持者」という記載にとどまっておりますので、級
等には踏み込みません。このため、級によって遊漁料金に差は発生しません。ま
た、付き添いの方もいらっしゃる場合があるかと思いますが、減免措置が適用さ
れるのはあくまで障害者手帳保持者に限りますので、付き添いの方が遊漁を行
う際には、別途料金をいただくということになります。

○服部委員 分かりました。ありがとうございます。

○和泉委員 本件について、稲生沢川漁協の記載では、肢体不自由者というような記載に
なっております。額としては、通常料金の2分の1の額を賦課するとなっております。
今回の安倍藁科川漁協については、通常料金の2分の1程度の減免措置とい
うことでよろしいのでしょうか。

○奥野主事 資料にある新旧対照表は、今回変更のある箇所についてのみの記載となってお
ります。安倍藁科川漁協では、通常料金の2分の1の減免措置となっております。

○和泉委員 分かりました。また、現場からの意見としては、確かに、手帳がないと障がい
者を判別しづらいというのが実態としてございますので、参考にしてください。
以上です。

○後藤副会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(1)のイでございますが、
事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○後藤副会長 ありがとうございます。それでは、議事の(1)のイについては、決定という

ことで終了いたします。

○後藤副会長 続きまして、ウ「井川漁業協同組合(内共第18号)遊漁規則の変更について」で
ございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事 それでは、議事3について説明させていただきます。資料3を御覧ください。
今回の遊漁規則変更は大井川上流域における水産動植物の禁漁区域の設定につ
いてです。経緯を説明いたします。

井川漁業協同組合の漁業権漁場である大井川上流域には、ヤマトイワナをはじめ
貴重な水産動物が生息していることから、漁協としてこの流域に生息する魚類
等の水産動物の生息状況を把握するための調査を行うことを検討しております。
調査を実施するにあたっては、遊漁者が調査区域に入り、ヤマトイワナ等の採捕
を行うことで、調査結果に人的影響を及ぼす可能性が懸念されております。大井
川上流部における人的影響の大部分は、遊漁者による影響であるため、遊漁規則
を変更することで、本調査への人的影響の大部分を排除することが可能です。こ
のようなことから、遊漁規則を変更し、新たに水産動物の採捕の禁止区域を設定
することで、遊漁者による釣りの影響を排除した調査を行いたいとしています。
なお、水産動物の採捕の禁止区域を設定する範囲は、遊漁を不当に制限すること
のないよう調査範囲を包括する最低限の範囲で設定することとし、現場近くの木
等に看板を設置するほか、HPやチラシ等で広く周知を行うとしております。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。大井川上流域における
水産動植物の禁漁区域の設定について以下の9地点について、禁漁区域を設定し
ます。詳しい変更の内容につきましては、3ページ以降に新旧対照表を載せてお
りますので、そちらを御覧ください。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、井川漁業協同組合(内共第18
号)の遊漁規則について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りする
ものでございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○後藤副会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このこ
とについて、何か御意見、御質問などございますか。

○服部委員 大井川上流域における本調査は、今回初めて行うものなのでしょうか。これか
ら調査を行うに当たって、禁漁措置が必要であると判断されたのでしょうか。

○奥野主事 本調査については、毎年、調査会社が調査を行っているところであります。そ
の中で、今後の調査精度を上げることが目的になります。

○服部委員 従来調査をされているのは分かりました。調査というものは、長期間継続して
行わなければ結果が出てこないものだと思いますが、調査の期限は決まっている
のでしょうか。

○奥野主事 調査期間についても確認したのですが、今のところ調査期間については具体

的に決まっていなとのことです。

- 服部委員 遊漁規則を変更するというは、大変大きなことになりすが、調査が終了したら、再度遊漁規則を変更し、禁漁を撤廃するということでしょうか。
- 奥野主事 そのようになるかと思ひます。
- 服部委員 遊漁規則を変更する以上、ある程度期間は決まっていたほうが良いのかなと思ひました。質問は以上です。
- 関委員 服部委員の御質問に関連することです。今回の調査が終了した後は、調査の結果次第で禁漁区域が継続するものなのでしょうか。
- 奥野主事 今回の遊漁規則変更による禁漁区域の設定は、あくまで調査を目的としたものになるので、調査の結果によって禁漁区域が継続するということとはございせん。
- 関委員 分かりました。ありがとうございます。
- 秋山委員 今回の調査の内容が良く分からないのですが、大井川上流域の魚類相調査であれば、現在十分やっているかと思ひます。本区域の生息状況を把握するための調査ということであれば、特定の魚種の資源量を把握するような調査になるのでしょうか。調査内容が良く分からないので、なぜ禁漁区域を設定しなければならないのか分かりせん。
- 奥野主事 今回の調査を行う内容について、生物相の調査も行っているのですが、その中で特にヤマトイワナをはじめとした魚類の資源量を調査したいということなんです。
- 秋山委員 実際にこの地域は、過去にニッコウイワナを放流しているかと思ひのですが、ヤマトイワナとの混雑はないのでしょうか。
- 奥野主事 それにつきましても、今回の調査の中で調べていきたい内容の一つになります。
- 秋山委員 そうすると、遊漁者が魚を採捕したことをきちんと報告してもらえれば、調査を行うよりも多くのデータが集まるということも考えられますよね。調査をどの程度の頻度で行うのかということもありますが、あえて禁漁にしなくても、遊漁者から、いつ、どこで、どれくらい魚を採捕したのか報告してもらったものをきちんと収集する方が、調査の精度は上がるのではないかと思ひます。現場の遊漁者の実態が分かりせんが、研究者ベースですと今回の説明では、調査を行うことと禁漁措置を設けることの関係性が分からないなと思ひました。
- 奥野主事 禁漁区域を設定する理由についてですが、漁協に確認したところ、ヤマトイワナを釣りたいというニーズは非常に高いことから、この区域には密漁者が多く存

在するため、これを防ぐためにも禁漁区域を設ける必要があるということです。なお、遊漁規則の変更については、遊漁を不当に制限しない内容である場合、県は認可しなければならないとなっており、今回の禁漁措置については、禁漁区域を数百mに区切る等、遊漁を不当に制限しないと判断したところになります。

○和泉委員

禁漁区域が調査区域ということになるとは思うのですが、現場の遊漁者からすれば、下流から釣りをしながら川を上がってきた場合に、ここから50mは禁漁、100mは禁漁と順々に禁漁区域が出てくると遊漁を楽しめないのではないかなと思います。その点は配慮していただいているのでしょうか。また、今回支流も禁漁区域にふくまれているのですが、支流も漁業権漁場に含まれるのでしょうか。漁業権漁場に含まれていない箇所については、県の規則で禁漁にするのでしょうか。その辺が勉強不足で分かりませんので教えてください。

○奥野主事

まず、禁漁区域の間隔は離れておりますので、次々と禁漁区域が現れることはありません。また、支流が漁業権漁場に含まれるのかについては、漁場ごとに違います。今回は調査を行う支流の地点が漁業権漁場に含まれるので、遊漁規則を変更することによって禁漁区域を設置することになります。このように禁漁については、現場ごとできる対応をしていくということになります。

○花井課長

補足いたします。調整規則で禁漁にする場合は、かなり強制力を持ちますので、それなりの科学的な根拠が必要になります。将来的に、そのような事態が起これば、水産庁とも協議しなければなりませんので、数年の調査結果を以て対応したいと考えています。

○秋山委員

数百mの禁漁区域が点在しておりますけれども、これは、この区域に産卵場があるとか、稚魚の育成場があるとか、何か根拠があるものなのでしょうか。

○花井課長

数百mという区域に根拠はございませんが、これは、調査を行う地点を禁漁にするということで漁協から申請されたものです。確かに、理想的には大井川上流全域を禁漁にすることでございますけれども、それは、遊漁を不当に制限することになってしまう。これから、今回このような対応になっているところであります。今後の調査結果によっては、内容を変更することもあり得ると考えられます。

○秋山委員

禁漁措置を設ければ、本区域において漁協が調査を行う際、特別採捕許可は要らないのですか。

○花井課長

特別採捕許可の有無については、使用する漁具等によりますので、調査の内容によっては必要になります。ただ、今回の調査については漁協単独で行うとは考えにくいので、調査会社と個別に対応して進めていくことになるのではと考えております。

○平野会長

今回は、9箇所の禁漁区域が増えるということですので、周知徹底にはかなり

しっかりと取り組まなければならないと考えられますが、11ページの禁漁区域の看板を見ますと、これは現地では点に過ぎないんですよね。どこからどこまでが禁漁であるかを示さないと不十分であると思います。この点については、いかがでしょうか。

○奥野主事 禁漁区域の周知の方法ですが、本来であれば、川の中に看板を設置するであるとか、禁漁区域にひもを張るといような方法が理想的ではあるのですが、この区域は河川占有等の問題もありまして、そのような対応がかなり難しいところがあります。このようなことから、木に看板をくくり付けることによって周知を行うということが漁協から提案されております。

○平野会長 禁漁の区域をしっかりと把握できるような形で周知を行っていただくようよろしくお願いたします。また、今回の遊漁規則の変更には総会や遊漁規則の議決は必要ないのでしょうか。というのも、今回の資料の新旧対照表の附則を見ますと、「この規則は令和3年3月から施行する」と記載があります。他の資料については、「この規則は令和3年5月から施行する」と記載があります。この点はどうなっているのでしょうか。

○奥野主事 遊漁規則の変更には総会や遊漁規則の議決は必要となります。また、資料3の「この規則は令和3年3月から施行する」は誤植であり、正しくは「この規則は令和3年5月から施行する」となります。申し訳ございません。

○平野会長 そうしますと、「この規則は令和3年3月から施行する」という記載は、何か勇み足に感じるのですが、その点はいかがでしょう。

○奥野主事 委員会の資料については、事務局の方で作成しておりますが、今回このような誤植が発生してしまいました。申し訳ございません。

○平野会長 今回の規則変更が本委員会で認可された場合はどうなるんですか。

○奥野主事 その場合は、漁協の総会では決議したけれども、県の方から認可されなかったという形で終了します。

○平野会長 そうしましたら、附則欄の施行日を入れない方がいいのではないのでしょうか。

○奥野主事 おっしゃるとおり、この資料を見ると施行日が記載されており、勇み足に感じてしまうかもしれません。これについては、今後検討させていただきます。

○後藤副会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(1)のウでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○後藤副会長 ありがとうございます。それでは、議事の（１）のウについては、決定ということで終了いたします。

○後藤副会長 続きまして、議事の（２）「協議事項」に移ります。議題は「静岡県漁業調整規則に基づく採捕許可の取扱いについて」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

○奥野主事 それでは、議事４について説明させていただきます。資料４を御覧ください。協議内容は、採捕許可方針の策定についてです。経緯を御説明いたします。本県では、漁業調整及び水産資源保護培養のため、静岡県漁業調整規則（以下「規則」という。）第33条において、特に漁獲圧の高い漁具又は漁法を用いた水産動植物の採捕を制限し、これを県知事の許可（以下「採捕許可」という。）制としております。本県では、水産資源の保護培養上、基本的に許可を出さないこととしておりますが、許可の方針等は定められていないため、漁具又は漁法ごとの詳細な許可方針等を定め、適切且つ慎重に判断し、許可の可否について管理をしていく必要があります。近年における許可実績は、シラスウナギ採捕のための許可を除き、平成26年まで許可を出していた「天竜川河口における刺網許可」以降０件ですが、平成30年、馬込川河口付近において、規則第33条第7号に掲げるうげ採捕許可の需要があり、本委員会においても許可の方針について、委員の皆様から御意見を頂いたところです。この件につきましては、許可を出すに当たり、当該区域のウナギ資源量を把握する必要があったことから、当該区域において２年間の資源量調査を行いました。その結果、当該区域のウナギ資源量が減少していることが判明したため、本件については許可をしないこといたしました。近年では、このほかにも巴川において、うげ採捕許可の需要が寄せられているところです。このように、採捕許可の需要は今後高まっていくと考えられます。このため、内水面漁業を管理する機関である本委員会の御意見を伺った上で、その方針等を定めることといたします。

続きまして概要として、協議する事項になります。採捕許可全体に関する取扱方針については、４ページのとおり、「水産動植物の採捕の許可に関する取扱要綱」を定めます。これにより、どのような場合に限り、許可をするのかを定めます。そして、漁具又は漁法ごとの許可の取扱いについては、その需要が出てきたときに、「（漁具名）を使用する採捕の許可に関する取扱要領」として、それぞれ個別に定めることといたします。今回は、うげの需要が挙げられてきておりますので、８ページのとおりうげの取扱方針を作成いたします。

それでは、これら取扱方針について、ポイントとなる点を御説明いたします。まずは、４ページ「採捕許可全体に関する取扱方針」です。この中でポイントとなるのは４点です。

１つ目は、第２（許可の基準）第１項の第１号です。許可は、許可を要しない漁具又は漁法によっては採捕の目的が達成できないと認められる場合に許可をすることといたします。第33条に掲げる漁具・漁法は、極めて漁獲圧が高いものになります。このため、申請者が、釣りやタモ網などの通常の漁具では、採捕の

目的が達成できない場合に限り、第33条に掲げる漁具の使用を認めることとします。許可事例として想定されるものは、身体に障害があり、釣りやタモ網など通常の漁具・漁法では採捕が行えないと認められる場合などです。これにより第33条に規定する漁具・漁法の無制限な使用に歯止めをかけます。

2つ目は、第4（許可をしない場合）第1項第3号です。静岡県レッドデータブックにおいて、絶滅危惧ⅠA類、絶滅危惧ⅠB類又は絶滅危惧Ⅱ類に定められている野生動植物種を対象とした採捕を行う場合には許可をしないこととします。第33条に規定する漁具は漁獲圧が高いため、水産資源保護の観点から絶滅危惧種を採捕の目的に含む場合は、許可をしないこととします。

3つ目は、第5（許可の区域）第1項です。許可の区域は、原則、申請者が住所を有する市町内の河川又は湖沼に限るものとします。漁具は適切な管理下におかれる必要がございますので、許可の区域は、採捕者が漁具を適切に管理することができる範囲に限るものとします。

4つ目は、第6（許可の条件及び制限）の内の第1項第2号です。採捕する水産動植物の数量及び種類は、許可の趣旨に照らして必要最小限のものとなります。水産動植物の数量及び種類が許可の主旨に照らして必要最小限か否かについては、今後、採捕目的を鑑みて、事例ごとに判断することになると想定しております。

次に、8ページ「うげを使用する採捕の許可に関する取扱要領」です。この中でポイントとなるのは2つです。

- 後藤副会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 秋山委員 これは特別採捕許可の話ということでよろしいですか。
- 奥野主事 これは特別採捕許可の話ではございません。本内容は、調整規則の中で規制されている漁具を通常の目的で使用する場合の方針になります。
- 秋山委員 そうしますとこれは、漁協ごとに規則で使用する事ができる漁具を規定する際に許可するか否かの判断する際の方針ということですか。
- 奥野主事 この方針は、漁協の規則の中で使用する漁具を判断するための方針ではありません。漁協の規則で使用する事ができる漁具を規定する際に、これを許可するか否かの判断は委員会で行います。資料の2ページを御覧下さい。調整規則第33条の第1項で「次に掲げる漁具又は漁法によって採捕する者は、それぞれの漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない」と規定があり、同じく第33条第2項第3号に「法第171条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合には、前項の規定は適用しない」との規定があります。
- 秋山委員 そうしますと、県内の漁業権がある地点については、漁協の規則に定められた漁具・漁法に従うことになり、漁業権がない地点については、県の調整規則に従

うことになる、ということですね。

- 奥野主事 おっしゃるとおりです。今回の内容は、2ページ調整規則第33条第1項に「次に掲げる漁具又は漁法によって採捕する者は、それぞれの漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない」と規定があるのですが、この際に、どのような基準をもって漁具・漁法の使用を許可するのかというのが、県の方では方針が無いために判断できなかったわけです。このため、これを判断するための方針として、別途内規を作ろうということになりました。
- 秋山委員 特別採捕の場合はこのような基準はないわけですよね。それ以外に許可をするというのはどのような場合があるのでしょうか。
- 奥野主事 特別採捕以外では許可しません。
- 秋山委員 そうしますと、今回の方針を適用するのはどのような場合があるのでしょうか。
- 奥野主事 例えば、個人が釣りと同じような感覚でうげを使用したいという申請があります。このような場合に、一般個人に対して調整規則で禁止されている漁具・漁法の使用を無制限に許可するわけにはいきませんので、このような方針を策定した次第になります。
- 秋山委員 これ、許可されるというのはどのような場合なのでしょうか。
- 奥野主事 それが今回のポイントになるのですが、許可の基準第2の第1項第1号に「許可を要しない漁具又は漁法では採捕の目的を達成できないと認められる場合」とあります。これ、例えばモクズガニを採捕するためにうげを使用したいとの申請があった場合に、釣りやタモ網等、うげを使用しない方法ではモクズガニを採捕できないのかといったところを判断します。身体に障害があり川に入ることができないために、うげを使用しなければモクズガニを採捕できないというようなことが認められれば、許可をしていくということになります。
- 秋山委員 実際、このような申請は年間何件くらい出てくるのでしょうか。
- 奥野主事 年間1、2件だと思います。申請自体は非常に少ないのですが、許可をするか否かの判断を下すことができないということです。
- 秋山委員 許可の判断をする際の指針を作りたいということですね。
- 奥野主事 そのとおりです。
- 後藤副会長 身体障害者以外は許可できないということですかね。

- 花井課長 現段階では、それも判断できないといったところであります。最初の経緯のところに記載しましたがけれども、実際にあった事例としましては、馬込川でうげを使ってウナギを採捕したいという申請がありました。このとき、どのような対応をとったかと言いますと、2年かけて実際にこの区域のうなぎの資源量調査を行っていただきました。その上でやっこの区域でウナギの資源量が減っているということが判明し、許可をできないと判断いたしました。このように、極端なことを言いますと、申請ごとに資源量調査を行わなければいけないこととなります。これを防ぐために、申請を受けた時点において、ある程度許可をするに当たっての判断をする指針を作っておきたいということであります。
- 後藤副会長 なるほど、よく分かりました。
- 和泉委員 うげの本数の上限ですけれども、3本束にして仕掛けるものを3つということでしょうか。それとも、1本のうげを3本束にして3つということでしょうか。
- 奥野主事 1本うげとして成立しているものを3本束にして3つということです。
- 和泉委員 稲生沢川漁協では、うなぎを採捕する際には、うげの統数制限はございません。漁協では地元の伝統的なうげを使った漁法を継承するために、地元の小学生に対してうげを使用する機会を設けています。この際はうげを20本くらい仕掛けるのですが、この内の2本にうなぎが入っていれば大喜びなんですね。このような点も勘案していただければと思います。
- 奥野主事 承知しました。今後の参考にさせていただきます。
- 後藤副会長 その他御質問等はございませんか。御意見も出尽くしたようでございますので、次に移ります。続きまして、議事の(3)は「その他」でございます。まずは、ア「その他の事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 今回、「その他」の内容はございません。
- 後藤副会長 続きまして、イ「次回の開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 次回の委員会開催日程は9月上旬を予定しております。いつも通り皆様には事前に日程調整を行わせていただきますので、御協力お願いいたします。次回の委員会につきましても新型コロナウイルス感染症の影響が続くと想定されるため、WEB会議を交えた開催になると想定されますので、御了承ください。
- 後藤副会長 ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。特にないようでございますので、委員の皆様より何か

連絡事項等ございますか。特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。

○花井課長

後藤副会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして、第325回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 3 年 7 月 21 日

議長 後藤 充宏 

令和 3 年 7 月 29 日

議事録署名人 秋山 信彦 

令和 3 年 8 月 3 日

議事録署名人 牧野 悠輔 

